

循環型地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 19 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 58 号

循環型地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例

循環型地域社会の形成に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条－<u>第 6 条</u>）</p> <p>第 2 章 [略]</p> <p>第 3 章～第 5 章 [略]</p> <p>第 6 章 廃棄物等の適正処理の促進（第 20 条・<u>第 21 条</u>）</p> <p>第 7 章 原状回復の確保等（第 22 条・<u>第 23 条</u>）</p> <p>第 8 章・第 9 章 [略]</p> <p>第 10 章 罰則（第 34 条・<u>第 35 条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（事業者の責務）</p> <p>第 5 条 事業者は、その事業活動に伴い生ずる廃棄物について、性状、数量等を把握するとともに、原材料、製造工程等の見直しを<u>図り</u>、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に積極的に努めなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条－<u>第 6 条の 3</u>）</p> <p>第 2 章 [略]</p> <p><u>第 2 章の 2 産業廃棄物の減量等に関する計画（第 9 条の 2）</u></p> <p>第 3 章～第 5 章 [略]</p> <p>第 6 章 廃棄物等の適正処理の促進（第 20 条－<u>第 21 条</u>）</p> <p>第 7 章 原状回復の確保等（第 22 条－<u>第 23 条</u>）</p> <p>第 8 章・第 9 章 [略]</p> <p>第 10 章 罰則（第 34 条－<u>第 36 条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（事業者の責務）</p> <p>第 5 条 事業者は、その事業活動に伴い生ずる廃棄物について、性状、数量等を把握し、<u>原材料、製造工程等の見直しを図ること、当該廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程を適切に管理すること、当該廃棄物の処理を他人に委託する場合には、当該廃棄物の処理に関し適正な対価を負担するとともに、格付け事業者（産業廃棄物処理業を行う者（以下「産業廃棄物処理業者」という。）であつて、第 14 条第 1 項第 1 号の格付けを取得したものをいう。）の積極的な活用を図ること等により</u>、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に積極的に努めなければならない。</p>

2 [略]
(県民の責務)

第6条 [略]

2 [略]

2 [略]
(県民の責務)

第6条 [略]

2 県民は、自ら地域の生活環境を保全するため、廃棄物等について不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、遅滞なく、その旨を県又は関係機関に通報するよう努めなければならない。

3 [略]
(土地所有者等の責務)

第6条の2 土地を所有し、占有し、又は管理する者（以下「土地所有者等」という。）は、他人に土地を使用させるときは、廃棄物等の不適正な処理が行われないよう努めなければならない。

2 土地所有者等（第23条第1項第3号に該当する者を除く。次項において同じ。）は、その所有し、占有し、又は管理する土地において廃棄物等の不適正な処理が行われたことを知ったときは、遅滞なく、その旨を県又は関係機関に通報しなければならない。

3 土地所有者等は、前項に規定する場合は、廃棄物等の不適正な処理を行った者に対し当該不適正な処理をやめるよう求めることその他その土地及び地域に係る生活環境を保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 土地所有者等は、廃棄物の不適正な処理の防止に関して県が実施する施策に協力しなければならない。
(通報に基づく調査等の義務)

第6条の3 知事は、第6条第2項又は前条第2項の規定による通報（次項において「通報」という。）を受けたときは、速やかに、調査その他の必要な措置（次項において「調査等措置」という。）を講じなければならない。

2 知事は、通報をした者から当該通報に係る調査等措置の状況について照会を受けたときは、当該通報をした者に対し、当該調査等措置の状況を回答し

(産業廃棄物の県外搬出)

第9条 [略]

(再生資源利用認定製品)

第10条 [略]

2・3 [略]

4 [略]

5 [略]

なければならない。ただし、情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第7条第1項各号に掲げる情報については、この限りでない。

(産業廃棄物の県外搬出)

第9条 [略]

第2章の2 産業廃棄物の減量等に関する計画

(準多量排出事業者の産業廃棄物の減量等に関する計画)

第9条の2 その事業活動に伴って生じた産業廃棄物(特別管理産業廃棄物(廃棄物処理法第2条第5項の特別管理産業廃棄物をいう。第20条の3第1項第2号において同じ。))を除く。以下この項及び第22条の2において同じ。)の前年度の発生量が500トン以上である事業場を設置している事業者(廃棄物処理法第12条第7項の多量排出事業者を除く。次項において「準多量排出事業者」という。)は、規則で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、知事に提出しなければならない。

2 準多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

3 知事は、第1項の計画及び前項の実施の状況について、規則で定めるところにより、公表するものとする。

(再生資源利用認定製品)

第10条 [略]

2・3 [略]

4 前項の有効期間の満了後引き続き第1項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認定の更新を受けなければならない。

5 前項の認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

6 [略]

7 [略]

6 [略]

7 県は、認定製品の使用が促進されるよう、県民、事業者及び市町村等に対し、その周知に努めるとともに、市町村に対し、必要に応じ、認定製品の使用の促進のための技術的助言を行うものとする。

(業務)

第14条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 産業廃棄物処理業を行う者（以下「産業廃棄物処理業者」という。）の格付けに関すること。

(2)・(3) [略]

2 [略]

(許可の取消し等の基準)

第19条 知事は、廃棄物処理法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が廃棄物処理法又はこの条例に違反したときは、規則で定める基準に従い、当該違反行為の内容に応じた点数を記録するとともに、当該許可業者に対しその旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の許可業者の違反行為に応じた点数が規則で定める点数（以下「基準点数」という。）に達し、又は基準点数を超えたときは、規則で定めるところにより、廃棄物処理法第14条の3（廃棄物処理法第14条の6において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は廃棄物処理法第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき当該許可を取り消すものとする。

8 [略]

9 県は、認定製品の使用が促進されるよう、県民、事業者及び市町村等に対し、その周知に努めるとともに、市町村等に対し、必要に応じ、認定製品の使用の促進のための技術的助言を行うものとする。

(業務)

第14条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 産業廃棄物処理業者の格付けに関すること。

(2)・(3) [略]

2 [略]

(許可の取消し等の基準)

第19条 知事は、廃棄物処理法第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項又は第15条の2の5第1項の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が廃棄物処理法又はこの条例若しくは県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年岩手県条例第74号。第4項において「県外搬入事前協議条例」という。）に違反したときは、規則で定める基準に従い、当該違反行為の内容に応じた点数を記録するとともに、当該許可業者に対しその旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の許可業者の違反行為に応じた点数が規則で定める点数（以下「基準点数」という。）に達し、又は基準点数を超えたときは、規則で定めるところにより、廃棄物処理法第9条の2第1項、第14条の3（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第15条の2の6の規定に基づき期間を定めて、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の使用の停止を命じ、若しくはその事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は廃棄物処理法第9条の2の2第1項若しくは第2項、第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用す

3 前項の場合においては、第1項の違反行為が行われたことが明らかになった日から起算して過去1年以内の違反行為（廃棄物処理法第14条の3の規定に基づく事業の全部若しくは一部の停止又は廃棄物処理法第14条の3の2の規定に基づく許可の取消しの処分の際に点数を加算されたものを除く。）に係る点数を加算するものとする。

る場合を含む。以下同じ。）若しくは第15条の3の規定に基づき当該許可を取り消すものとする。

3 前項の場合においては、第1項の違反行為が行われたことが明らかになった日から起算して過去1年以内の違反行為（廃棄物処理法第9条の2第1項、第14条の3若しくは第15条の2の6の規定に基づく一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止又は廃棄物処理法第9条の2の2第1項若しくは第2項、第14条の3の2若しくは第15条の3の規定に基づく許可の取消しの処分の際に点数を加算されたものを除く。）に係る点数を加算するものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、知事が廃棄物処理法に基づく許可又はその取消しを行うに当たっては、廃棄物処理法第7条第5項第4号トに該当する者とする。

(1) 過去において繰り返し廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）第41条第2項の規定により許可の取消処分を受けた者（廃棄物処理法第7条第5項第4号ニに該当する者を除く。）

(2) 第20条第7項、第20条の3第1項又は第23条第3項の規定による命令に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(3) 廃棄物処理法、浄化槽法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の6各号に掲げる法令（以下「廃棄物処理法等」と総称する。）若しくはこの条例の規定、廃棄物処理法等若しくはこの条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕若しく

は勾留されている者

(4) 廃棄物処理法等、この条例若しくは県外搬入事前協議条例の規定又は廃棄物処理法等若しくはこの条例に基づく処分に係る違反を繰り返すことにより、行政庁による処分等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2号に規定する処分及び同条第6号に規定する行政指導をいう。次号において同じ。）を繰り返し受けた者であって、廃棄物処理に係る的確な業務の遂行を期待することができないと認められるもの（第1号及び廃棄物処理法第7条第5項第4号ニに該当する者を除く。）

(5) 廃棄物処理に係る業務を遂行するに際し、繰り返し法令（廃棄物処理法等を除く。）若しくは条例（この条例及び県外搬入事前協議条例を除く。）の規定に違反して罰金以下の刑に処せられた者又は行政庁による処分等を繰り返し受けた者であって、廃棄物処理に係る的確な業務の遂行を期待することができないと認められるもの

(6) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号及び次号において同じ。）に対し、同法第9条各号に掲げる行為を行うことを要求し、依頼し、又は唆す等暴力団員を利用している者

(7) 暴力団員に対して自発的に資金を提供し、又は便宜を供与する者その他直接的又は積極的に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(8) 前各号に定めるもののほか、産業廃棄物の不適正な処理の状況を勘察し、廃棄物処理に係る的確な業務の遂行を期待することができないと認められる者として規則で定めるもの

(廃棄物等の適正保管等)

第20条 [略]

(廃棄物等の適正保管等)

第20条 [略]

(屋外に産業廃棄物を保管する場合の記録義務等)

第20条の2 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（産業廃棄物処理業者その他規則で定める者を除く。）は、屋外において産業廃棄物（規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保管する場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該保管しようとする土地における産業廃棄物の最大保管量の見込みを把握し、これを記録しておかなければならない。

2 前項に規定する最大保管量の見込みが規則で定める量以上である事業者は、規則で定めるところにより、帳簿を備え、当該屋外に保管する産業廃棄物に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(搬入一時停止命令)

第20条の3 法令又は他の条例の規定により廃棄物等の搬入の停止を命ずることができる場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、廃棄物等の保管等又は放置をしている者への命令その他当該廃棄物等の適正な処理を確保するための措置を講ずべきかどうかを判断するために、廃棄物処理法又はこの条例に基づく報告の徴収、立入検査又は調査を行う必要があると認めるときは、知事は、これらの結果が明らかとなるのに要する期間の範囲内で、廃棄物等を搬入しようとする者又は当該廃棄物等の保管等若しくは放置をしている者に対し、当該廃棄物等の保管等又は放置がされている場所への廃棄物等の搬入の停止を命ずることができる。

(1) 第20条第5項に規定する場合

(2) 産業廃棄物であることの疑いのある物の保管等又は放置がされ、当該物が産業廃棄物であるとすれば、廃棄物処理法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、廃棄物処理法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準）に適合しないと認められる場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、廃棄物等の保管等又は放置がされている

場所への廃棄物等の搬入が継続されることにより、廃棄物等の適正な処理の確保が困難となると認められる場合

2 前項の規定により搬入の停止を命ずることができる期間は、30日を超えることができない。ただし、同項の規定による命令を受けた者が次の各号のいずれかに該当することその他同項の規定による命令を受けた者の責めに帰すべき事由により、当該期間内に同項に規定する報告の徴収、立入検査又は調査の結果が明らかとならなかったときは、知事は、当該期間を延長することができる。

(1) 廃棄物処理法第18条第1項又はこの条例第20条第2項若しくは第6項若しくは第31条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたこと。

(2) 廃棄物処理法第19条第1項又はこの条例第20条第2項若しくは第31条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避したこと。

(3) 第20条第5項の規定による調査を行わず、又は虚偽の調査を行ったこと。

3 知事は、第1項の規定に基づき搬入の停止を命じた期間（前項の規定により当該期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。）内であっても、第1項に規定する報告の徴収、立入検査又は調査の結果、廃棄物等の保管等又は放置について、その適正な処理を確保する上で支障がないと認められるときは、直ちに、当該命令を取り消さなければならない。

(排出事業者等の責務等)

第22条 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（当該産業廃棄物が産業廃棄物処理法第12条第3項の中間処理産業廃棄物である場合にあつては、当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者とする。以下「排出事業者等」という。）は、産業廃棄物の運搬又は処分（再生を含む。以下この条において同じ。）を委託しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、受託

(排出事業者等の責務等)

第22条 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（当該産業廃棄物が産業廃棄物処理法第12条第3項の中間処理産業廃棄物である場合にあつては、当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者とする。以下「排出事業者等」という。）は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託しようとするときは、規則で定めるところにより、受託者が当該産業廃棄物を適正に処理する能力を備えているこ

とを確認しなければならない。

2 前項の排出事業者等は、その産業廃棄物の処分を委託したときは、当該産業廃棄物の処分の状況を1年に1回以上実地に確認し、その結果を記録しなければならない。

3 [略]

(廃棄物処理施設等の維持管理)

第30条 [略]

2 [略]

者が当該産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることの確認（次項において「適正処理能力確認」という。）を行い、その結果を記録しなければならない。

2 前項の排出事業者等は、その産業廃棄物の処分を同項の受託者に1年以上にわたり継続して委託したときは、1年に1回以上、適正処理能力確認を行い、その結果を記録しなければならない。

3 第1項の排出事業者等は、その産業廃棄物の処分を委託したときは、当該産業廃棄物の処分の状況を1年に1回以上実地に確認し、その結果を記録しなければならない。

4 [略]

(産業廃棄物管理責任者の設置)

第22条の2 建設業、製造業その他産業廃棄物の発生の状況を勘案して規則で定める事業を営む事業者であつて産業廃棄物を生ずる事業場（規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を有するものは、当該事業場ごとに、産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、当該事業者が自ら産業廃棄物管理責任者となつて管理する事業場については、この限りでない。

2 産業廃棄物管理責任者は、産業廃棄物の発生抑制、適正な処理その他規則で定める事項について、必要な注意を行うとともに、事業場において産業廃棄物の発生及び処理に関する業務に従事する者を監督しなければならない。

(廃棄物処理施設等の維持管理)

第30条 [略]

2 [略]

3 一般廃棄物処理施設の設置者（廃棄物処理法第8条第1項の許可を受けた者をいう。）及び産業廃棄物処理施設の設置者（廃棄物処理法第15条の2第5項の産業廃棄物処理施設の設置者をいう。第5項及び第6項において同じ。）（次項及び次条第1項において「施設設置者」と総称する。）は、規

則で定めるところにより、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の運営に関し、これらの施設における事故の発生を防止するための措置並びに事故が発生した場合における生活環境の保全上の支障の発生及び拡大の防止のための措置その他の必要な措置（次項及び次条第1項において「事故防止等措置」という。）を講じておかなければならない。

4 知事は、施設設置者が、事故防止等措置を講じていないと認めるときは、当該施設設置者に対して、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

5 産業廃棄物処理施設の設置者（規則で定める者に限る。次項において同じ。）は、当該産業廃棄物処理施設の周辺の居住者その他規則で定める者（次条第1項において「周辺居住者等」という。）に対し、1年に1回以上、当該産業廃棄物処理施設の運営の状況について、当該産業廃棄物処理施設の運営に関する事項で規則で定めるものを記載した書面その他の資料によって、説明会の開催その他の規則で定める方法により説明を行わなければならない。

6 知事は、前項の説明が行われていないと認めるとき又は同項の説明が虚偽の資料を用いる等適切に行われていないと認めるときは、当該産業廃棄物処理施設の設置者に対して、期限を定めて、同項の説明を適切に行うべきことを勧告することができる。

7 第27条第3項及び第4項の規定は、第4項及び前項の勧告について準用する。

（立入検査等）

第31条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者若しくは廃棄物等の処理（保管等を除く。以下同じ。）を行う者に対し、再生資源を利用した製品の製造、廃棄物等の処理、廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理、施設設置者における事故防止等措置若しくは周辺居住者等への説明の状況等に関し、必要な報告を求め、又はその職員に、事務所、事業場若しくは

（立入検査等）

第31条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者若しくは廃棄物等の処理（保管等を除く。以下同じ。）を行う者に対し、再生資源を利用した製品の製造、廃棄物等の処理若しくは廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理に関し、必要な報告を求め、又はその職員に、事務所、事業場若しくは廃棄物処理施設等のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿、書類（こ

これらの作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他の必要な物件を検査させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物等を無償で収去させることができる。

2・3 [略]

第10章 罰則

（過料）

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

（1）～（3） [略]

（4） 第20条第5項若しくは第7項、第21条第6項、第23条第3項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づく知事の命令に違反した者

（両罰規定）

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

廃棄物処理施設等のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿、書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他の必要な物件を検査させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物等を無償で収去させることができる。

2・3 [略]

第10章 罰則

（罰則）

第34条 第20条第7項、第20条の3第1項又は第23条第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（過料）

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

（1）～（3） [略]

（4） 第20条第5項、第21条第6項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づく知事の命令に違反した者

（両罰規定）

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は過料を科する。